

埼玉県男女共同参画推進センター相談システム開発業務に係る質問及び回答

	質問内容	回答
1	本作業項目は契約の段階で見直し等の調整がある、と理解してよいか。 クラウドサービスのセキュリティ対策により、非公開としているものもあるため。	契約の締結につきましては、第二次審査において、選定された契約先候補者と提出書類に基づき具体的事業内容を県と協議して、契約を締結するものとします。協議の上、見直し等の調整があると御理解ください。
2	LINEを使ったチャット型の相談システムですが、要件を満たすか。	ラインにおいては、セキュリティ要件が仕様を満たさないと判断します。
3	01_埼玉県男女共同参画推進センター相談システム開発業務公募型企画提案募集要領 P4「9. 企画提案書等の提出 (2) 提出部数等 ア 企画提案書等((1)提出書類のア・ウ・エ・オ)及び費用積算書(紙媒体):各2部(正本:1部、副本:1部) ※ 副本は会社名、ロゴマークなど提案者を特定できる表示は記載しないでください。」 ⇒副本における提案者を特定できる表示は表紙のみでなく本紙を含むすべての内容において記載してはいけない認識でよいか。	御認識のとおりです。副本は会社名、ロゴマークなど提案者を特定できる表示は記載しないでください。
4	01_埼玉県男女共同参画推進センター相談システム開発業務公募型企画提案募集要領 P5「10. 契約先候補者の選定方法 (2) 第二次審査(プレゼンテーション) ア プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について、説明を行ってください。プレゼンテーションの会場における追加資料の配布等は不可とします。」 ⇒プレゼンテーションではデモ実演を交えた機能要件の説明は許容されるのか。	プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について、説明を行ってくださいとしております。貴社の説明において必要とお考えの場合は、デモ実演を交えた機能要件の説明をいただくことは問題ありません。
5	06_埼玉県男女共同参画推進センター相談システム開発調達仕様書 P1 第1章 基本事項 3. 契約期間 に記載されている「ただし、稼働後の運用及び保守の契約については、その契約に係る予算が成立した場合とする。」 ⇒企画提案時に提示した次期システムの運用に係る費用(サービス利用料、保守、運用支援等)で予算が成立しなかった場合、予算、作業範囲の再協議を両社で実施する理解でよいか。	次期システム運用に係る費用は必要不可欠なものと考えていますが、予算が成立しなかった場合、予算、作業範囲の再協議を両社で実施することとなるのご理解のとおりです。